

2025年版 茨城県建築基準関係資料集の改訂概要について

【注意】 改訂内容は主なものであり、すべてを表示したものではありません。

0. 全般事項

対象	改定内容
全体構成	<ul style="list-style-type: none"> 目次の各項目先頭に見出し（建築基準条例、Q & Aなど）を付すとともに、各頁の見出しとして表示 各項目を関連する内容ごとにグルーピングして掲載順序を大幅に見直し

I. 条例・細則・規則等

○茨城県建築基準条例とその解説（P.3～P.97）

第14条、第29条、第35条の2、第42条、第44条（解説）	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法改正による「耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化」より「特定主要構造部」が定義されたため、これと条例の規定内容の整合を図ることとし、文言を整理
第18条の3（解説）	<ul style="list-style-type: none"> 天井を不燃材料で、壁を準不燃材料で仕上げた場合の戸数及び面積の緩和の表を削除
第46条の2の3	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法改正による「防火規制に係る別棟みなし規定の創設」等を踏まえ、条例の防火避難関係規定に係る別棟みなし規定を創設
第47条	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設建築物の延長許可の規定が創設されたことによる条項ずれに対応
第48条の2	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法改正による「既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化」を踏まえ、条例の既存不適格建築物に対する制限の緩和の規定を拡充

○茨城県建築基準法等施行細則（P.98～P.139）

目次	<ul style="list-style-type: none"> 目次を新たに追加
第3条	<ul style="list-style-type: none"> 計画通知に添付する図書が確認申請と同様であることを明確化
第3条の2	<ul style="list-style-type: none"> 火災、水害、がけ崩れが手数料免除の対象となることを明確化
第3条の3	<ul style="list-style-type: none"> 建築副主事を追加し、その他文言を整理
第4条、第4条の2	<ul style="list-style-type: none"> 文言を整理
第5条	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の定期報告について、常閉防火扉、建築設備の作動状況等の調査項目を付加（R7.7.1 施行）
第6条	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告の時期を以下のとおり変更 <ul style="list-style-type: none"> ①エレベーター等 毎年3月1日～3月31日まで又は毎年検査済証の交付日の属する月 ②防火設備等 毎年7月1日～12月28日まで（建築物と同じ時期） 報告日の前3か月以内に実施した検査結果に基づいて報告することを規定 防火設備等の添付図書に付近見取り図と配置図を規定
第9条	<ul style="list-style-type: none"> 様式第10号を申請図と承諾書の2枚に分割（道路位置指定申請）
第18条の2	<ul style="list-style-type: none"> 基準は、各号のいずれかを満たすことで足りることを明確化
第20条	<ul style="list-style-type: none"> 計画通知等も確認申請等と同様に適用されることを明確化
付則	<ul style="list-style-type: none"> 防火設備の定期報告（第6条関係）について、R7年中は従前の時期としても良いとする経過措置を規定
様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項を整理
様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> 建築副主事を追加し、文言を整理
様式第5号	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項の確認申請書との整合を図った
様式第7号～第8号	<ul style="list-style-type: none"> 文言を整理（承認→認定）
様式第9号	<ul style="list-style-type: none"> 道路幅員の有効幅員の記載を追加
様式第10号～第10号の2	<ul style="list-style-type: none"> 様式第10号を申請図と承諾書の2枚に分割
様式第16号	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項を整理
様式第17～18号	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の電話番号を追加

○茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抜粋）（P.157～P.163）

22 都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> 「行方市」を追加
23 景観形成条例	<ul style="list-style-type: none"> 「桜川市」を追加
26 建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法改正による条項ずれ、許可手続の追加
27 租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法改正による条項削除、優良宅地造成認定に係る事務に「行方市」を追加
27の2 盛土規制法	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成等規制法を削除し、盛土規制法の内容に変更

○茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (P. 164～P. 165)

対象	改定内容
第2条他	・建築物の規模等に応じた添付書類の変更

II. 建築基準参考資料 II-1. 申請事務関係の取扱いについて

○建築関係手数料 (P. 173～P. 178)

全般	・建築基準法及び建築物省エネ法の改正等を踏まえた各種手数料の変更
----	----------------------------------

○建築確認申請書作成時のチェックポイント (P. 179～P. 181)

全般	・建築事前協議カードの様式例の変更など
----	---------------------

○現地調査表 (P. 182～P. 185)

2地域・地区等【建築基準関係規定】	・建築物省エネ法の改正を踏まえた該否欄の変更 ・盛土規制法の規制区域の指定を踏まえた該否欄の追加、記入方法の追加
-------------------	---

○建築等に際しての道路の調査方法について (P. 186～P. 187)

(新規追加)	・敷地が接する道路の調査方法等の新規追加
--------	----------------------

○建築計画概要書の記入例 (P. 193～P. 199)

全般	・建築基準法施行細則(様式)の改正に対応
----	----------------------

○市街化調整区域内の建築物の増築、改築及び用途変更に係る都市計画法による許可の要否の判断基準 (P. 206～P. 211)

全般	・R7.4.1改正に対応
----	--------------

○建築確認を受けた建築物の計画変更について (P. 212～P. 220)

【別表】	・建築基準法施行規則(第3条の2)の改正に伴う軽微な変更の整理及び追加
------	-------------------------------------

○中間検査制度 (P. 221～P. 233)

中間検査チェックシート	・〈木造軸組工法〉の検査時に必要な図書に「工事写真(中間検査時に隠蔽される部位で各工程の施工監理上重要な箇所)」を追加
-------------	---

○完了検査のチェックポイント (P. 234～P. 235)

全般	・完了検査申請時の必要書類の追加など
----	--------------------

○定期報告の対象となる建築物と報告時期 (P. 236～P. 238)

全般	・茨城県建築基準法等施行細則の改正を踏まえた建築設備等の報告時期の変更など
----	---------------------------------------

○建築基準法第43条第2項第1号の認定基準 (P. 241～P. 245)

第2、第11	・建築基準法の改正により認定対象建築物の範囲が拡大したため、認定基準を改正
--------	---------------------------------------

○産業廃棄物処理施設等に係る建築基準法第51条ただし書許可について (P. 253～P. 254)

(新規追加)	・建築基準法第51条「その他政令で定める処理施設」に係る取扱い等の新規追加
--------	---------------------------------------

○木造建築物の仕様規定フロー (P. 255)

○木造建築物の構造の安全性を確認するチェックリスト (P. 256)

(新規追加)	・旧4号から新2号建築物に移行するもののうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物の解説として新規追加
--------	---

○茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の概要 (P. 269～P. 284)

全般	・過去の届出書や適合状況表の様式改正に対応
----	-----------------------

○茨城県景観形成条例に基づく大規模行為の届出制度の概要 (P. 285～P. 295)

全般	・過去の届出書の様式改正に対応
----	-----------------

○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の概要 (P. 296～P. 300)

全般	・建築物省エネ法の改正を踏まえた変更
----	--------------------

○都市の低炭素の促進に関する法律の規定による低炭素建築物新築等計画認定制度の概要 (P. 301～P. 305)

全般	・建築物省エネ法の名称変更 等
施行細則	・「I. 条例・細則・規則等」に移動

IV. 付録（建築確認事務質疑応答集 119）

○建築確認事務質疑応答集 119（P. 327～P. 338）

対象	改定内容
全般	・建築基準法の改正等を踏まえた変更（4号→新3号等）

V. その他

○参考 建築士の資格（P. 339～P. 349）

全般	・建築士法改正による変更（高さが13mを超えるもの、軒の高さが9mを超えるもの→高さが16m以下または階数3以下）
----	---

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 茨城県土木部都市局建築指導課

補 足

「2025年版 茨城県建築基準関係資料集」（令和7年4月発行）P102～P105に掲載の茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年3月9日茨城県規則第9条）第5条第4項及び第5項の規定については、令和7年7月1日から施行されます。施行日前（令和7年6月30日以前）は下記のとおりとなりますのでご注意ください。

茨城県建築基準法等施行細則（昭和45年規則第9号）

令和7年6月30日まで	令和7年7月1日から
<p>（建築物の定期報告）</p> <p>第5条（略）</p> <p>4 省令第5条第4項の規則で定める書類は、知事が別に定める定期調査表（建築設備）、付近見取図及び配置図とする。</p>	<p>（建築物の定期報告）</p> <p>第5条（略）</p> <p>4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する法第12条第1項の規定による調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。</p> <p><表は関係資料集を参照></p>
<p>5 （規定なし）</p>	<p>5 省令第5条第4項の規則で定める書類は、付近見取図とする。</p>